



ステルスマーケティングって？

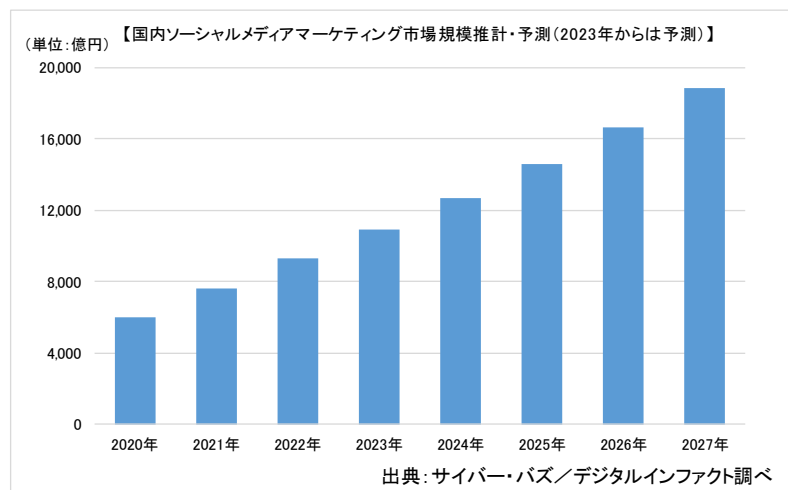
◆広告と明示しない宣伝／誤認の恐れ、規制対象

Q—ステルスマーケティングってなに？

A—ステルスマーケティング（ステマ）とは、消費者に広告であることを隠して宣伝する行為です。ステマは主に二つに分類されます。一つは「なりすまし型」です。事業者が第三者を装い、交流サイト（SNS）や口コミサイトで自社の商品やサービスに関する肯定的な意見を掲載したり、競合他社が劣っているという否定的な意見を掲載したりすることを言います。もう一つは「利益提供秘匿型」です。インフルエンサーなどが企業から利益提供を受け、広告・宣伝であることを隠して商品やサービスの魅力を伝えるものです。ステマは2023年10月1日から景品表示法の規制対象になりました。

Q—なぜ規制されるの。

A—第三者を装った事業者や、事業者からの依頼を受けたインフルエンサーの投稿は、意図的な高評価や誇張・誇大表現が多く含まれる傾向が強く、それを知らない消費者が、個人の客観的な感想と誤認する恐れがあります。消費者が商品やサービスを合理的に正しく



く選択できる環境を保つため、誤解を招く可能性のあるステマを規制する必要が生じました。規制対象となるのは商品やサービスを提供する事業者です。事業者の依頼を受けたインフルエンサーや投稿を掲載したウェブサイトの管理者、新聞・出版社などは規制対象となりません。

Q—規制されるとどうなるの。

A—違反行為が認められた場合、課徴金は科されませんが、違反した表示の差し止めや、違反したことを一般消費者に周知することが求められます。また、今回の規制は施行日以前のインターネット上の投稿も規制の対象となるため、過去の投稿に問題がないか改めて確認する必要があります。最近では富山県でもインフルエンサーを活用した宣伝活動が増えています。事業者は規制に抵触しないよう注意が求められます。

(この連載は北陸経済研究所の藤貴伸が担当しました)